

令和4年度いじめ防止基本方針

令和4年4月
長崎県立口加高等学校

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であること、また、誰にでも起こりうるという事実を踏まえ、いじめ防止のための対応における基本方針となる事項を定め、お互いの人格を尊重し合える環境をつくと共に、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 校内組織について

「いじめ対策委員会（教育相談委員会）」を設置し、未然防止、早期発見、解決等に当たる。
また「学校いじめ防止基本方針」の検証及び見直しを行うものとする。

【委員の構成】

教頭・保健相談主任・教務主任・生徒指導主事・保健主事・各学年主任・保健相談部員・養護教諭・当該学級担任・外部（1名）

3 いじめ防止について

（1）教職員の取組

- ① 学校教育全体を通して、生徒と教職員、生徒同士がお互いに尊重し合うよりよい信頼関係を構築し、自他を認め合い、一人一人に居場所のある学校づくりを行う。そして、適切な言動と、生徒が分かる授業づくりに務め、生徒の自己肯定感を高めさせる。
- ② いじめ問題に関する指導上の留意点などについて共通理解を図り、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめを全教職員で認識し、対応できる指導体制を確立する。
- ③ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、人権意識と生命尊重の態度の育成に努める。
- ④ 「いじめ防止基本方針」を定期的にチェックし、また、保護者や地域にも周知し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

（2）生徒の取組

自らいじめ防止に関する自己学習の能力を育て、一人一人が居場所のある学校生活を目指す。また、いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動を計画し、誰もが過ごしやすい学校づくりを行う。

（3）保護者の取組

保護者は、生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行うとともに、悩み等を相談できる雰囲気作りに努める。その際、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校、保護者、地域等が一体となった取組を推進する。

4 いじめの早期発見について

（1）教職員の取組

- ① 生徒のささいな変化に気づく力を高め、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行い、学年会を通じて情報を共有する。時に、暴力的な行為、暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

- ② 年間4回（5月、7月、10月、1月に実施）の「高校生活アンケート」をもとに、個人面談や情報収集を行い、生徒がいじめ被害を訴えやすい教育相談態勢を整える。また、学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル[親子ホットライン]等）も周知し、広報活動を継続して行う。



- ③ 普段から、家庭や地域と連携し、協力関係を構築しておくように努め、長崎県が行っているネットパトロールにおいて、インターネットを通じて生徒がいじめに関わっている書き込み等を監視し、組織的に対処する。

(2) 生徒の取組

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であること、また、誰にでも起こりうるということを認識する。また、友人などからいじめの相談を受けた場合、一人で抱え込まず身近な大人に相談する。

(3) 保護者の取組

- ① いじめの有無に関わらず、生徒に何か変化があったら、まず本人とよく話す。
② 学校や地域の関係団体と組織的に連携する体制を構築し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

5 いじめに対する措置

(1) 教職員の取組

- ① 教職員が連携し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、加害生徒に対して事実を確認した上で、適切に指導する。その場合、事実をもとに保護者などと協力して組織的な体制で対応する。
② 問題を抱える生徒の生活環境等の課題解決を図るために、SC、SSW 等外部の専門機関に相談する。また、「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に活用し、警察との情報共有を進め、早期の立ち直り支援に努める。

〔具体的対応〕

- 関係する生徒に対する迅速な事実確認を、アンケート調査などを通じて行う。
- 関係生徒への支援・指導

- (ア) いじめを受けている生徒に対しては、苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族地域の人など）と連携し、被害生徒を全力で守り抜くという立場で、継続的に支援する。また、保護者に対しては、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- (イ) 加害生徒には、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮のもと、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導にあたる。その際、加害生徒の内面理解に努め、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、保護者に対しては、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。
- (ウ) 観衆や傍観者となった生徒には、自分たちでいじめ問題を解決する力の育成を図る。
- ③ いじめ問題が学級、学校全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、いじめを巡る情報が事実と異なる内容で広がり、解決に混乱を招く恐れがある場合など、学級、学校全体の意識を変える必要がある場合は、保護者会を開催する。
- ④ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措

置をとる。また、必要に応じ警察や法務局等と適切に連携を図る。また、いじめが解消したとみられる場合でも、継続的に十分な注意を払い、適宜必要な指導を行う。

(2) 生徒の取組

- ① いじめの相談を受けた場合、一人で抱え込まず身近な大人に相談するようにする。
- ② いじめは、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であることを再確認し、観衆や傍観者となった生徒は、自分たちでいじめ問題を解決する力がなかったことを反省する。また、被害の拡大を招くようなネット上の書き込み等を一切しない。

(3) 保護者の取組

- ① いじめの相談を受けた場合、まず本人の話を真剣に聞き、次に学校へ通報する等適切な措置をとる。また、関係生徒の心情に配慮し、冷静な行動を心掛ける。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

〔具体例〕

- ・生徒が自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に傷害を負った場合 ・金品を奪い取られた場合

- ② 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

・年間の欠席が30日程度以上の場合 ※連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、学校の設置者の判断に従って迅速に対応を行う。